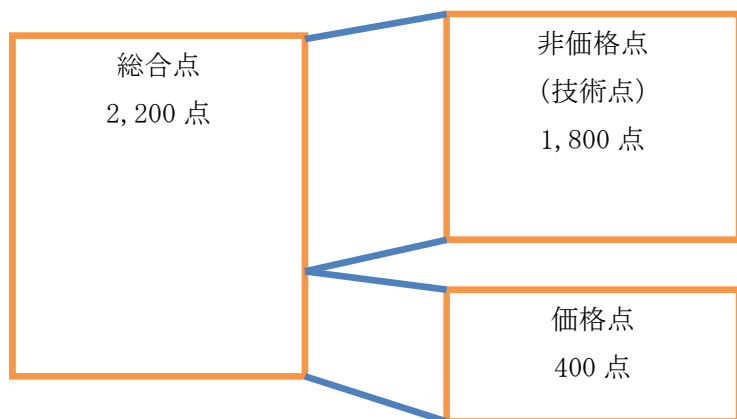


**久留米市庁舎特定天井耐震改修工事設計業務
評価基準**

令和5年5月
久留米市

1 基本的な考え方

候補者の決定にあたっては、提案内容の評価に提案価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格等の制限の範囲内において提案があった者のうち、総得点の最も高い提案者を候補者とする。



1.1 総合評価の方法及び候補者の決定方法

「1.2 提案内容の評価」及び「1.3 提案価格の評価」で評価した「非価格点」及び「価格点」の合計点数（以下「総合点」という）が最も高い者を候補者とする。

「非価格点」と「価格点」のバランスは、9対2とする。提案者の獲得する「総合点」は、「非価格点」と「価格点」の単純な和となる。

$$\text{総合点 (2,200点)} = \text{非価格点 (1,800点)} + \text{価格点 (400点)}$$

1.2 提案内容の評価

提案内容の評価は、提案内容の評価し「非価格点」を与える。

1.3 提案価格の評価

提案価格については、後に示す計算式に基づき提案価格に対する点数（以下「価格点」という）を与える。

1.4 有効数字

「非価格点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数点以下1桁目で四捨五入する。

1.5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

1.5.1 提案者それぞれの「非価格点」、「価格点」が異なる場合

「非価格点」が高い者を候補者とする。

また、合計点が次に高い者を次点の候補者とする。

なお、合計点が同じ場合は、非価格点が高い者を契約相手方の候補者として選定する。

1.5.2 提案者それぞれの「非価格点」、「価格点」が同じ場合

別途日を定め、くじ引きにより候補者を決定する。

2 提案内容の評価

(1) 非価格点の評価項目の設定、配点

次のとおり評価項目の大分類を設定し、以下のように配点を設定する。

<配点設定>

1. 予定技術者の能力及び事業者の業務実績： 300 点
2. 実施方針・実施フロー・工程計画： 300 点
3. 特定テーマに対する技術力： 1,200 点

(2) 非価格点の採点基準

採点は、評価項目単位に 0～5 点までの 6 段階で評価する。

- A. 非常に優れている提案であれば「5 点」とする
- B. 優れている提案は「4 点」とする
- C. 普通（通常想定される程度）の提案は「3 点」とする
- D. 少し劣る提案は「2 点」とする
- E. 劣る提案は「1 点」とする
- F. 記述のないものは「0 点」とする

(3) 評価点の算出方法

1) 各評価者の配点を、以下のとおり算定する。

$$\cdot \text{非価格点} = \text{配点} \times \text{評価値}$$

$$\cdot \text{価格点} = \text{配点} \times \text{提案価格のうち最低価格} / \text{自社の提案価格}$$

※小数点以下は切捨て

2) 1) で算定したすべての評価者（4 人）の評価点を合計する。

3 総合点の算出方法

提案者の獲得する「総合点」は以下のように算出する。

$$\text{総合点} = \text{非価格点} + \text{価格点}$$

以上